

陳 情 書

政府は自家増殖採種禁止へ向けて、種苗法改定案を国会に提出します。農水省は、日本の優良品種保護のために種苗法を改定するとしています。

種苗法は例外規定が多いので、自家増殖や転売は一律禁止、現場が理解しやすいシンプルな条文にすべきと指摘されています。種苗法に違反した場合には、懲役10年以下1,000万円以下の罰金、そして共謀罪の対象になっています。政府は、中国、韓国などにシャインマスカットのような日本の優秀な育種のための知的財産権が合法的に流出するのを防ぐために、種苗法の改正が必要だと説明しています。

この動向は本当に日本の農家を守るものなのでしょうか。

本当に国民の健康と食の安全を守るための法律改定なのでしょうか。

種苗法21条は、自家増殖(採種が)原則自由になっています。しかし、自家採種した種苗を第三者に譲渡することは禁じられています。宮崎県が種牛の種苗(精液)の海外への流出を刑事告訴したように、現行法で既に十分効力があります。

種苗法は国内法ですから、種子が海外に流出した後の取り締まりはできません。農水省が韓国や中国などで種子の意匠登録または育種登録することで、種子の海外流出を防ぐことができるのです。政府が関連づけている種子の海外流出問題と種苗法改定は、実際には無関係なのです。

現行法で海外への種の流出は阻止できるのに、なぜ種苗法を改定しなくてはならないのでしょうか。山田正彦元農水大臣は、「種苗法改定の本当の狙いは、主要穀物コメ小麦大豆などの固定種を農家に自家採種をできないようにし、多国籍大企業の種子を農家に強制的に購入させるための意図があるのではないかとさえ思える」と警鐘を鳴らしています。農家が毎年すべての種子を多国籍大企業から購入することになれば、種苗法改定は農家を守るどころか、日本の農家を絶滅させてしまう恐ろしい法案となってしまいます。

また、多国籍大企業が販売する種子は、健康被害が危惧される遺伝子組み換え作物となっています。遺伝子組み換え作物は、まず遺伝子組み換えの安全性自体が科学的に証明できていません。国が安全性を保障しているとの見方もありますが、長期間遺伝子組み換えの食物を摂取した場合の影響は未だ解明され

ていないのです。さらにアグリビジネスでは、遺伝子組み換え作物と農薬はセットにして販売されます。ある農薬に対して耐性のある作物を遺伝子組み換えで科学的に作り出すので、農作物は農薬漬けとなってしまいます。その農薬は人体に影響がないと言えるのでしょうか。

たとえば、モンサントの作ったラウンドアップという農薬があります。この農薬はグリホサートという薬品が主成分となっており、グリホサートは、尿となって人体から排出されるから安全であると企業は説明していました。ところがそれは、モンサントの隠蔽があったことが証明されています。アメリカでは、モンサントのラウンドアップが原因で癌になったとして裁判が起こされ、モンサントが敗訴し2,200億円の賠償命令が出ているのです。

このような事実を見ると、種苗法改定により自家採種一律禁止にすることで、農家の財政は逼迫し、崩壊に追いやられてしまう危機に晒されます。また、日本人の食と健康も危惧されます。

つきましては、次の点で貴議会として決議をされ、安倍首相と国会へ意見書をあげて頂きたいをお願い申し上げます。

**【陳情事項】**

- 1 種苗法改定に関する審議を慎重に行い、種苗法改定を撤回するよう貴議会として決議し、政府および国会に対して意見書をあげてください。